

大和市告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により次のとおり市道の路線の供用を令和2年3月6日から開始する。

なお、関係図面は、本市都市施設部道路・河川管理課において、令和2年3月6日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

大和市長 大木 哲

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長	重要な経過地
公所190号	下鶴間字乙三号 6014番7	下鶴間字乙三号 6014番7	6.00 ^m ～ 6.01	93.79 ^m	
公所192号	下鶴間字乙三号 6014番10	下鶴間字乙三号 6014番10	6.00	24.95	
公所194号	下鶴間字乙三号 6014番8	下鶴間字乙三号 6014番8	4.80	19.67	
公所196号	下鶴間字乙三号 6014番3	下鶴間字乙三号 6014番3	6.00	40.98	
公所198号	下鶴間字乙三号 6014番14	下鶴間字乙三号 6014番14	3.00	14.51	
公所209号	下鶴間字乙三号 6014番5	下鶴間字乙三号 6014番5	6.00～ 6.83	255.11	
公所211号	下鶴間字乙三号 6014番11	下鶴間字乙三号 6014番11	6.00～ 6.02	328.25	
公所213号	下鶴間字乙三号 6014番9	下鶴間字乙三号 6014番9	6.00	258.69	
公所215号	下鶴間字乙三号 6014番2	下鶴間字乙三号 6014番1	6.00	181.01	
公所217号	下鶴間字乙三号 6014番2	下鶴間字乙三号 6014番2	6.00～ 6.02	248.61	